

霧島市手数料条例の一部改正について

霧島市手数料条例の一部を次のように改正する。

令和4年11月29日提出
霧島市長 中 重 真 一

霧島市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 霧島市手数料条例（平成17年霧島市条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表第1（1項、39項及び40項を除く。）中「200円」を「300円」に改める。

別表第1の1項を次のように改める。

1 地籍図の写しの交付手数料	1件 300円（A3サイズまで） 1枚を1件とする。
----------------	-------------------------------

第2条 霧島市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1の14項、15項及び16項を次のように改める。

14 印鑑登録証交付手数料	1件につき 300円
15 印鑑登録証再交付手数料	1件につき 500円
16 削除	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は令和5年4月1日から、第2条の規定は令和6年1月1日から施行する。

（コンビニエンスストアでの交付に係る手数料の特例）

- 2 第1条の規定による改正後の霧島市手数料条例別表第1の7項、13項及び19項に規定する手数料のうち、コンビニエンスストアでの交付に係るものについては、令和6年3月31日までの間に限り、当該各項の規定にかかわらず、200円とする。

(提案理由)

受益者負担の適正化を図るため、額等の見直しを行うとともに、令和6年1月1日以降、霧島市民カードを廃止すること等から、本条例の所要の改正をしようとするものである。